○農林水産省令第十三号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十六条第二項（同法第七十二条の三において準用する場合を含む。）及び第五十四条の二第三項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

農林水産大臣　野上浩太郎

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定関係者の利用者等との間の取引等） **第十条**　法第十一条の九第二号の農林水産省令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。 一　当該特定関係者の利用者又は顧客（第二十二条の九を除き、以下「利用者等」という。）との間で行う取引で、当該組合が、その行う業務の種類、規模、信用度、財務内容等に照らして当該特定関係者の利用者等と同様であると認められる当該特定関係者の利用者等以外の者との間で、当該特定関係者の利用者等との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該組合に不利な条件で行われる取引（当該特定関係者と当該特定関係者の利用者等が当該特定関係者が営む事業に係る契約を締結することをその条件にしているものに限る。） 二・三　（略） （利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置） **第三十条の九**　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、当該組合又は当該組合の子金融機関等（法第十一条の三十一第二項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う共済事業関連業務に係る利用者等の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。 一～四　（略） ２・３　（略） （負債の部の区分） **第九十六条**　（略） ２　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一　（略） 二　次に掲げる負債　固定負債 イ～ニ　（略） ホ　資産除去債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの ヘ　（略） （注記表の区分） **第百二十三条**　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。 一～四　（略） 五　会計上の見積りに関する注記 六～十七　（略） 十八　収益認識に関する注記 十九　（略）	（特定関係者の利用者等との間の取引等） **第十条**　法第十一条の九第二号の農林水産省令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。 一　当該特定関係者の利用者又は顧客（第三十条の九を除き、以下「利用者等」という。）との間で行う取引で、当該組合が、その行う業務の種類、規模、信用度、財務内容等に照らして当該特定関係者の利用者等と同様であると認められる当該特定関係者の利用者等以外の者との間で、当該特定関係者の利用者等との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該組合に不利な条件で行われる取引（当該特定関係者と当該特定関係者の利用者等が当該特定関係者が営む事業に係る契約を締結することをその条件にしているものに限る。） 二・三　（略） （利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置） **第三十条の九**　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、当該組合又は当該組合の子金融機関等（法第十一条の三十一第二項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う共済事業関連業務に係る利用者又は顧客（以下この条において「利用者等」という。）の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。 一～四　（略） ２・３　（略） （負債の部の区分） **第九十六条**　（略） ２　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一　（略） 二　次に掲げる負債　固定負債 イ～ニ　（略） ホ　資産除去債務のうち、前号ヲに掲げるもの以外のもの ヘ　（略） （注記表の区分） **第百二十三条**　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。 一～四　（略） （新設） 五～十六　（略） （新設） 十七　（略）